

## **資料1**から**資料4**についての説明文です。

### **資料1** いじめの1,000人あたりの認知件数（令和元年度）{都道府県比較}

令和元年度の国公立小・中・高等学校・特別支援学校のいじめ1,000人あたりの認知件数の都道府県比較をグラフにしたものです。全国平均は1,000人あたり46.5件で、グラフではオレンジ色の線が平均です。島根県は赤い色で示していますが1,000人あたり35.7件で、全国平均より低い状況となっています。また、全国最大の最小の差は8.9倍となっておりますが、これはこの調査を進めていくうちに年々その差は徐々に小さくなっております。

### **資料2-1** 令和元年度生徒指導上の諸課題に関する状況について【概要版】

### **資料2-2** 令和元年度生徒指導上の諸課題に関する状況について【詳細版】

(暴力行為について)

#### 資料2-2 1ページ

令和元年度の県内の公立の小・中・高等学校の暴力行為の発生件数は728件、前年度比で233件の減、24.2%の減でした。発生件数は、小学校、中学校、高等学校全ての校種において減少しています。国公立を合わせた数字では、合計が761件、1,000人あたりの発生件数は10.6件でした。

形態別について、対教師暴力は、小学校、中学校ともに減少。生徒間暴力は、小学校は減少、中学校は増加しています。対人暴力、器物損壊ともに、小学校、中学校とも減少となっております。

暴力行為が減少した理由として、暴力行為に対して、学校内で教職員の認識が共通理解されたことや、ささいな事案も報告し合う組織となり、細かい記録を取り対応されてきた結果、徐々に暴力行為の発生件数が減少してきたと考えています。また、文部科学省が例として示している暴力行為と同等か、上回るものを計上することが周知されてきたことも要因の1つと考えます。

しかし一方で、暴力行為の発生状況は、特に中学校において高い状況が続いています。中では繰り返して暴力行為に及ぶケースも報告されており、特に配慮が必要な児童生徒の理解と適切な対応の推進が必要だと考えています。決して県内の学校が荒れているという状況にはないと認識していますが、引き続き一つ一つ丁寧に対応していくことが必要だと考えています。

(いじめについて)

資料2-2 3ページ～6ページ

公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校のいじめの認知件数は2,561件、前年度比118件の減、4.4%の減でした。国公私立を含めた認知件数は、全体で2,607件、1,000人当たりの認知件数は35.7件。全国平均が46.5件ですので、全国の平均には届いていないという数値になっております。

(3) いじめの現在の状況は、解消しているものが全体で1,969件。76.9%が解消しているということになっています。いじめの解消は、いじめがやんで被害児童生徒が心身の苦痛を受けていない状況が、少なくとも3カ月以上継続した場合を言いますので、3学期にいじめが認知された場合には、解消したものに入っておりません。

(4) いじめの認知件数の学年別内訳は、増加した学年が小学校3年生、4年生、6年生、中学校3年生、高校3・4年、特別支援学校という結果です。

(5) いじめの発見のきっかけは、本人からの訴えが最も多く、訴えやすい状況になりつつあると考えています。次いで、当該児童生徒の保護者からの訴え、学級担任が発見という順です。高校生の特徴として、ほかの校種に比べるとアンケート調査などによる発見の割合が高いということが見てとれます。一方で、周りの大人や友達にあまり相談していない状況が、これからも見てとれると思います。

(6) いじめられた児童生徒の相談状況です。約70%の生徒が学級担任に相談しています。誰にも相談していない割合が6%程度あり、ここを解消するべく相談体制を強化する必要があると考えています。

(7) いじめの態様は、冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるが最も多く、次いで、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりするというのが多くなっています。人権教育などをしっかりと行った上で指導していく必要があると考えています。

平成30年度まで増加傾向だったいじめの認知件数が減少していることについては、平成25年にいじめ防止対策推進法が策定されて以降、校長会をはじめ、教員研修や学校訪問などを通して法や基本方針について周知を図り、各学校において組織的な対応が浸透してくる中で、未然防止の取組がなされてきているという肯定的に捉える一方で、見逃しや認知漏れがないか危惧しているところです。今後も引き続き、いじめの認知漏れがゼロという意識で取り組んでまいりたいと思っています。

## 資料 2-1 2 ページ (四角の囲み) ◎いじめの問題に対する今後の対応

いじめの問題に対する今後の対応です。(1) 学校いじめ防止基本方針は、各学校でつくり、毎年見直しをしていただいていますので、それに基づいた取組を充実させることです。これにより、次のいじめを見逃さない・見過ごさない学校づくり、校内のいじめ対策組織を中心とした対応体制整備及び強化、また、人権教育とか、道徳教育、体験活動などを充実させることによって、居場所づくり絆づくりを進めていくということです。日常の観察、面接、調査により、早期の対応を充実させるということ、また、児童生徒の学級満足度等を把握するアンケート調査等を活用した親和的な学級づくりによる児童生徒の所属感や自己有用感を高める取組を進めていきます。

(2) スクールカウンセラー等の活用による校内教育相談体制や電話等による相談体制の充実です。今年度は、県の事業として SNS による相談窓口を開設しました。

(3) いじめの未然防止の取組や適切な早期対応等の理解を深めるため、生徒指導に係る校内研修の充実を図ります。島根県教育センターの出前講座などの活用を促しています。

(4) 法律の専門家、臨床心理、有識者の方々にいじめ等のいろいろな課題が出てきたとき、学校や教育委員会だけでは解決することができない場合に、解決の糸口を探っていただくというよう、外部人材の活用としていじめ等アドバイザーを派遣します。

(5) 島根県いじめ防止基本方針に基づく取組の推進ということで、いじめ問題対策連絡協議会等を含めた関係機関との連携を強化するということで対応していきたいと考えています。

(不登校について)

## 資料 2-2 8 ページ～9 ページ

小学校及び中学校における長期欠席の状況です。不登校児童生徒の数が、島根県の公立の小学校、中学校、高等学校では 1, 230 人、前年度比 206 人の増、20.1% の増となっています。これに国公立を合わせた数字は、資料 2-1 の 3 ページ 概要版の方にあります、1, 257 人で、1, 000 人当たり 24.0 人です。不登校については、近年発生件数が高い数値で推移しており、本県において喫緊の課題だと考えております。

資料 2-2 の 8 ページに戻ってください。長期欠席者の内訳として、病気、経済的理

由、不登校、その他とありますが、病気とその他の割合が、全国に比べて低い状況が見てとれます。

(3) 不登校児童生徒の学年別内訳を見ると、不登校児童生徒数は学年が上がるにつれて多くなっています。

(5) 不登校の要因については、平成30年度調査から調査様式が変更され、主たるものを1つ選択、主たるもの以外に当てはまるものを1人2つまで選択可能とされました。ちなみに、その下にあります30年度までは、分類というものを1つ選択し、その要因として考えられるものを、区分といわれるものの中から複数選ぶという形になっていました。調査様式が変わりましたので、まとめ方も変わっています。小学校では無気力、不安、生活リズムの乱れ、あそび・非行、親子の関わり方が要因の上位で、中学校では無気力、不安、いじめを除く友人関係をめぐる問題、親子の関わり方が上位となっています。

(6) 指導の結果登校できることができるようになった児童生徒は1,230人のうち338人で、27.5%、継続した登校には至らないが好ましい変化が見られるようになった児童生徒は244人で、19.8%となっています。

#### 資料2-2 10ページ～11ページ

高等学校における長期欠席の状況です。不登校生徒が199人、前年度比35人の減、15.0%の減となっています。(3) 学年別に見ますと、全日制では高校3年生がやや増加、定時制はやや減少ということが見られます。

(5) 不登校の要因は、全日制については、無気力、不安、いじめを除く友人関係をめぐる問題、入学、転編入学、進級時の不適應などが多く、定時制については、無気力、不安、生活リズムの乱れ、遊び・非行、入学、転編入学、進級時の不適應が多くなっています。

(6) の不登校生徒への指導の結果の状況です。指導の結果登校できるようになったのは199人のうち67人、33.7%。登校には至らないが好ましい変化が見られるようになった生徒の数が199人のうち15人、7.5%となっています。

### 資料3 SNS相談について

昨年度は、文部科学省の調査研究事業に参画する形で30日間試行的に実施し、合計で751件の相談がありました。今年度は県の事業として実施しています。

相談期間は、当初は7月5日から10月10日の98日間、毎日実施するというところでスタートいたしました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響によって、通常と異なる環境下で生活を送っている生徒たちに対しては長い期間での心のケアが必要と判断し、9月補正予算を措置し3月31日まで開設を延長することとしました。

昨年度は公立の高校生のみを対象としていましたが、今年度は公立、私立の中学生、高校生を対象としました。約3万8,000人生徒にチラシとカードを配ることで周知し、生徒はこのチラシやカードに記載されたQRコードをスマホなどで読み取って友達登録をして相談をするという流れです。

相談は継続中ですが、本日は7月5日から11月末までの中間報告をさせていただきます。149日間で314件の相談がありました。前期が終わる10月10日の時点で友達登録者数は542人でした。2学期が始まる前後の2週間は特に悩みが増えてくることが予想されたため、8月24日から9月6日までを強化週間として、登録者に対してメッセージを送って相談を促しました。

2ページは相談の内訳ですが、高校1年生が99人で全体の32%を占め、全体的に中学生より高校生の相談件数のほうが多かったです。また全体の75%が女子生徒でした。

相談内容は、友人関係の悩みが91件と、全体の約3割を占めています。

昨年度の高校生のみを対象として短期間で実施したものと比較してどうだったかという分析は難しいですが、友人関係の相談が多いという傾向は昨年度と同じでした。

3ページ以降はこのSNS事業の効果を検証するため、また改善すべき点はないかということを探るために行ったアンケートの結果です。回答者は65人で、実際に相談した40人に感想を聞いたところ概ね良い反応が返ってきました。「気軽に相談できた」「誰にも相談できないことを言えてよかった」「気持ち楽になった」などの感想を見て、電話相談や対面での相談以外に、SNS相談が一つの相談ツールとしては必要であるということを実感しています。

今後も、問題が深刻化する前の未然防止にも役立てるよう、改善するところは改善していきながら、効果的に実施していけるようにすすめていきたいと思えます。

**資料4** 令和2年度生徒指導関連事業

昨年度と同様、「未然防止、早期発見・対処」として事業を展開しています。また、今年度は県の事業としてSNS相談を実施しましたので一番下の項目に追加しています。